

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

～指定給水装置工事事業者制度の更新制度導入について～

指定給水装置工事事業者制度は 2019（令和元）年10月1日より 5年ごとの更新が必要です。

2019（令和元）年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。

この改正により、**指定の有効期間が従来の無期限から5年間**となり、有効期間内での更新手続きが必要とされ、期間内に更新の手続を行わなければ、指定の効力を失います。

※現行制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新の申請期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020(令和2)年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021(令和3)年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022(令和4)年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023(令和5)年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024(令和6)年9月29日までの5年間

●更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・定款の写し及び登記事項証明書(法人)
又は、住民票(個人)
- ・誓約書
- ・機械器具調書(各機械器具の写真)
- ・主任技術者免状又は主任技術者証の写し

※提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

●指定更新手数料

- ・1件につき、5,000円(非課税)

※更新時に現行の申請内容と相違がある場合は、変更届等の届出が必要となります。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に郵送にて個別にお知らせします。**なお、不着や未更新の方への再通知はいたしません。**

●指定を更新する際に、みやま市が以下の4項目について、確認を行います。

(指定給水装置工事事業者指定更新時確認書による)

- I. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- II. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- III. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- IV. 適切に作業を行う事ができる技能を有する者の従事状況

◆お問い合わせ先

みやま市役所上下水道課上水道係
TEL 0944-64-1533
FAX 0944-64-1534